

来所による 定性的マスクフィットテストのご案内

面体を有する呼吸用保護具については、
1年以内毎に1回実施する必要があります。
(特定化学物質障害予防規則 第38条の21の第9項)

法律が改正され、

- ①金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業場の労働者
(令和5年4月1日より**義務化**)
- ②作業環境測定結果が第三管理区分にあたる作業場がある事業場の労働者
(令和6年4月1日より**義務化**)
- ③リスクアセスメントに基づく低減措置として、呼吸用保護具を使用する労働者

おひとり様からテストを対応いたします。

ご用意いただくのは、普段お使いのご自身のマスクのみで、当センターにお越し
いただき、マスクフィットテストの受検～判定まで(所要時間約20分)を実施いたします。

お申込み・ご予約

当センターにご連絡のうえ、ご予約をお取りください。

事前準備

ご説明書、受検票、同意書を送付いたしますので、確認をしてください。

受検当日

予約した日時に、
マスク・受検票・同意書をご持参の上、
当センターへお越しください。

マスクフィットテストを実施し、
合否判定をいたします。



定性的マスクフィットテストとは、
マスクの密着性を人の味覚で
確認する方法です。

結果報告書・請求書の送付

後日、会社に郵送いたします。



【注意】

- ・ ひげがあるとマスクが顔にフィットしないため、フィットテストを実施できません。
- ・ フィットテスト受検1時間前からの水以外の飲食や喫煙はお控えください。

まずは、お気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】中央労働災害防止協会 近畿・大阪安全衛生総合サービスセンター
労働衛生検査室

大阪市西区土佐堀2-3-8

TEL 06-6448-3788 (直通)

E-mail: oskbun@jisha.or.jp

